

元文科高第1259号
令和2年3月24日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

(印影印刷)

令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）

このたび公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議。以下単に「専門家会議見解」という。）においては、春休み明け以降の学校再開に当たっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備え、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

これを踏まえて、3月20日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の円滑な再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。

このことを受け、別添のとおり、文部科学事務次官より小学校等の設置者に対して、小学校等における教育活動の再開等に関する通知が発出されたところです。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）については、当初より一斉臨時休業

の対象とはなっておりませんでした。令和2年度における感染の拡大防止措置の実施や学事日程の編成等に際し、御留意いただきたい事項等を下記のとおりとりまとめました。各大学等におかれましては、これらの事項について十分に御留意の上、令和2年度の教育研究活動の開始に向けた準備を行っていただきますようお願いいたします。

なお、専門家会議見解においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

また、本通知は、各大学等の判断により学事日程の変更や遠隔授業の活用等を行うに当たっての留意事項を改めて周知するものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

また、令和2年2月25日付事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」については、本件通知をもって廃止します。

記

1. 大学等における感染拡大の防止について

- (1) 大学等では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であること。大学等における授業等の開始に当たっては、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただいた上で、その準備を進めていただきたいこと。

また、入学式等の年度初頭の行事の実施に際しては、地域の実態を踏まえ、上記の3つの条件が重なることのないよう、それぞれの学校行事の態様の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を適切に行うこと。

なお、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修

機会の確保に留意すること。

- (2) 学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること。

※学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）

（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、専門家会議見解に基づき対応することとなること。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 3 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。（下線は文部科学省によるもの）

- (3) 令和2年3月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について（周知）」にて依頼のとおり、大学等において感染者が生じた場合にあっては、その旨を文部科学省に御報告いただきたいこと。その際、当該感染者が外国人留学生や附属病院の従業者等であったとしても、各学校の設置種別に応じて、本通知末尾に記載の連絡先へ御連絡をいただきたいこと。
- (4) 大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。
- (5) 令和2年3月18日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度学事日程等の検討状況について（調査）」において実施した令和2年度学事日程等の検討状況についての調査について、本通知を踏まえて対応の変更が生じる場合は、変更後の内容を末尾掲載のURL（当該調査の際に使用したものと同一。）に入力の上、文部科学省に御報告いただきたいこと。

2. 学事日程等の取扱いについて

- (1) 令和2年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。
その際、各大学等の判断により、授業計画（シラバス）（教職課程に係るものを含

む。)を変更することは差し支えないが、その他の課程認定に係るものの変更については関係省庁・部署等に相談すること。また、設置計画履行状況等調査(AC)期間中の大学等におかれては、原則として、設置計画に基づく教育課程の編成・実施が求められるが、学事日程の変更等やそれに伴う授業計画(シラバス)の変更は差し支えないこと。その場合には、設置認可又は届出の翌年度以降に提出する「設置計画履行状況AC報告書」における「7 その他全般的事項」の「(1) 設置計画変更事項等」の欄などにその旨を記載して報告すること。

いずれの場合においても、授業計画(シラバス)を変更する際には、学生に対する丁寧な説明に努めること。

- (2) 面接授業に代えて遠隔授業を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。なお、それに伴い、授業計画(シラバス)等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること。
- (3) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事日程の変更を行う場合には、公私立大学にあつては、文部科学大臣への届出が必要となるが、各大学等の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、令和2年度の学事日程について、例えば、授業開始日の繰下げや休日・祝日授業の実施等の特例措置を講ずることが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。
- (4) 各大学等の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。なお、入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が4月から大学等の教育活動に参加できない事態も想定されるが、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり4月に入学したものと取り扱うことは差し支えないこと。

3. 遠隔授業の活用について

- (1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅

等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材として e-learning システム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

（2）大学設置基準第32条第5項等の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数については、大学院及び通信制の大学を除き、60単位（修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限3年の短期大学にあつては46単位、高等専門学校にあつては30単位）を超えないものとして上限が設定されているところ、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であつて、授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと。

なお、遠隔授業により修得した単位と扱い、上記上限の算定に含める場合には、卒業という学生の身分に関わる事情であるため、すでに遠隔授業に係る事項を学則において定めている場合を除き、学則に当該事項を定める必要があるが、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、上記上限の算定に含めない場合には、学則において当該事項を定める必要はないこと。

<学則の記載例>

（メディアを利用して行う授業）

第〇条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、〇〇規程において定める。

（3）新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、学内の十分な理解の下で取

り組むことが重要であることから、大学等の経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門など、関係組織間の緊密な連携が期待されること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物利用上の配慮について、文化庁より著作権等管理事業者及び関係団体に対して事務連絡が発出されており、引き続き教育現場のニーズに応じた対応について検討を行っていること。

(文化庁ホームページ)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

(4) 外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」(以下「上陸基準省令」という。)では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていないこと。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があること。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではないこと。

(5) その他、遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途、事務連絡をもってお知らせすること。

4. 授業料等の学納金に係る取扱いや学生の修学支援について

(1) 経済的に困難な学生への授業料等の納入の猶予については、令和2年3月17日付通知でお願いしているところ、入学や新学期の開始に当たり、各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設使用料等の学納金の納付が困難な者に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮をいただきたいこと。

(2) 令和2年度から開始される修学支援新制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合には、現下の状況にかんがみ、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱い、家計急変の申込を可能とするため、詳細について別途発出する事務連絡も参照の上、その旨を十分周知いただきたいこと。また、日本学生支援機構の貸与型奨学金でも、家計が急変した学生に対し、緊急採用・応急採用を随時受け付けているため、その旨を十分周知いただきたいこと。

(3) 日本学生支援機構の奨学金に係る手続等の期限等については、別途、日本学生支援機構から各大学等にお知らせすること。

5. 留学生に関する配慮について

日本人留学生及び外国人留学生については、令和2年3月16日付け事務連絡「日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（依頼）」（※）にてお示ししているとおり、学生への危機管理情報の提供、奨学金支給に関する取扱いの周知、履修登録等の修学上の配慮、連絡体制の確保や保険加入の案内等について御配慮いただきたいこと。

（※）事務連絡掲載URL

https://www.mext.go.jp/content/20200214_mxt_gakushi02_000004520_0001.pdf

6. 学生に関する配慮について

- （1）学生に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、専門家会議見解に示されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを高める行動を慎むよう、正確な情報提供をお願いしたいこと。具体的には、拡大防止の必要性について学生等の理解を促すとともに、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動を抑制することを前提として、教室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり、一斉に利用しないなどサークル活動などの課外活動における実施の仕方を工夫することを含め、引き続き適切に周知・啓発いただきたいこと。

併せて、「オーバーシュート」のリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることが指摘されていることも十分に踏まえ、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めることの理解を促し、十分に注意して行動するよう周知・啓発いただきたいこと。

- （2）学生の私事渡航については、令和2年3月17日付事務連絡にて周知したところであるが、3月18日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、現下の世界での感染拡大状況にかんがみ、全世界を対象に、感染症危険情報レベル1を発出し、国民の皆様に、地域を問わず、全ての海外への渡航の是非又はその延期の必要性について注意喚起する方針が、内閣総理大臣より示されたところ、改めて学生等に対し、感染拡大防止の観点から適切な周知・啓発をお願いしたいこと。

また、専門家会議見解にも示されているとおり、春休み期間に、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生が帰国する際などには、新たな渡航の慎重な検討や一時帰国を含めた安全確保の対応方策の検討に加え、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう、学生への情報提供・周知をお願いしたいこと。

- （3）就職活動については、令和2年3月13日付事務連絡等にて周知しているとおり、

政府において、各方面に対し、2020 年度卒業・修了予定者等に対する採用選考活動の柔軟な日程の設定、多様な通信手段を活用した企業説明会の実施や、2019 年度卒業・修了予定等の内定者への採用内定の取消防止等について要請を行ったが、引き続き学生が安心して学生生活や就職活動に臨めるよう、こうした対応について周知いただくとともに、積極的な情報提供や相談等の対応等をお願いしたいこと。また、採用内定の取消等を受けた場合には、ハローワークや労働局に相談するよう周知・誘導を行っていただきたいこと。

7. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

各設置者の判断で授業期間の弾力化や休校等を行う場合においては、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。

また、授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、仮に、授業数が減少したり、休校により教室における授業を行わない場合であっても、例えば、非常勤講師であれば学生の学修時間確保のための補講授業や遠隔授業における指導のほか、課題研究等に関する出題や評価指導等、授業科目を担当する教員として、本来実施する予定であった教室における授業と同等程度の学修指導を行うことが必要であること。また、他の職員についても何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであること。

なお、基本的には上記のとおり引き続き類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

(学事日程の変更等に係る回答先について)

○国立大学について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-national.html>

○公立大学について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-public.html>

○私立大学について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-private.html>

○高等専門学校について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-kosen.html>

※ 一度回答済みであり、回答内容を変更する場合には、後の内容を上記URLに再入力して文部科学省に御報告いただきますようお願いいたします。その際、備考欄に「更新」と御記入ください。

<本件連絡先>

(通知全体について)

文部科学省高等教育局高等教育企画課

電話：０３－６７３４－２４７５

(学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用について)

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：０３－６７３４－３３３８

(学生の修学支援について)

文部科学省学生・留学生課

電話：０３－６７３４－３０５０

(留学生の取扱いについて)

文部科学省学生・留学生課留学生交流室

電話：０３－６７３４－３３６０

(ＩＣＴを活用した著作物利用上の配慮について)

文化庁著作権課著作物流通推進室

電話：０３－６７３４－２８４７

(学事日程等の検討状況調査の回答について)

・国立大学

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

電話：０３－６７３４－３７６０

・公立大学

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：０３－６７３４－３３７０

・私立大学

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：０３－６７３４－２５２７

・高等専門学校

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：０３－６７３４－３３４７